

主な内容

- マイナンバーカードの申請は9月までに P 2
- 家屋を新・増築・取壊しをした方のご連絡を! P 11
- かわち夢楽へ出品いただける農産物生産者の募集 ... P 14

TEL ガイド

役場	☎ 84-2111	教育委員会事務局	☎ 84-3322
	☎ 84-4357	中央公民館	☎ 84-2843
水道事務所	☎ 84-2361	福祉センター	☎ 84-3699
つつみ会館	☎ 86-2090	保健センター	☎ 84-4486
地域包括支援センター	☎ 60-4071	防災かわち (音声案内)	☎ 84-2212
社会福祉協議会	☎ 84-2830	シルバー人材センター	☎ 84-5455

休日診療当番医(9月)

9月	稲敷地区	龍ヶ崎地区	
4日	江戸崎病院 ☎ 029-894-2611	さくらクリニック ☎ 65-1211	松本クリニック ☎ 62-4747
11日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎ 029-892-2627	斎藤クリニック ☎ 64-3527	松葉クリニック ☎ 65-7282
18日	宮本病院 ☎ 029-979-2114	山本医院 ☎ 66-3348	鴻巣クリニック ☎ 61-0151
19日	江戸崎眼科 ☎ 029-892-0262	菊地整形外科 ☎ 64-6111	横田医院 ☎ 62-0047
23日	角崎クリニック ☎ 029-787-6030	中村クリニック ☎ 64-6655	みやおか外科整形外科 クリニック ☎ 62-3761
25日	ゆはらクリニック ☎ 029-894-2002	朝野循環器内科 クリニック ☎ 62-0178	山村医院 ☎ 66-0555

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。
県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。
 おとな救急電話相談 # 7119
 こども救急電話相談 # 8000 または 03-6667-3377
 救急医療情報システム
 ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
 携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

ごみ収集日(9月)

資源回収日	燃えないごみ収集日
A地区 13・27 C地区 6・20	A地区 10 C地区 24
B地区 1・15・29 D地区 8・22	B地区 10 D地区 24
燃えるごみ収集日	粗大ごみの予約収集日
全地区 毎週月・水・金曜日	9月中の予約→10月1日

定例相談

心配ごと相談

日時 9月1日(木) 午前10時~正午
場所 つつみ会館

※弁護士相談(要予約)

日時 9月15日(木) 午前10時~正午
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日時 月・火・木曜日 午前9時~正午
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎ 84-3322 ☎ 84-4730

成田空港に関する相談

日時 火~金・日曜日 午前9時~午後5時
【休み：月曜日(月が祝日の場合はその翌日)土曜日、年末年始】
場所 河内町産業観光交流拠点施設
”かわち夢楽”1階
問合せ先 ☎ 0297-79-5815
0120-84-5013(フリーダイヤル)

交通事故相談

日時 月・水・木・金曜日
午前9時~正午 午後1時~4時45分
弁護士相談 第3水曜日
午後1時~4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

交通事故発生状況

町内の交通事故6月発生状況

	(累計)
発生件数(人身事故)	0件(2)
死者数	0人(0)
負傷者数	0人(3)

竜ヶ崎警察署調べ

戸籍の窓

	6月届出分
おめでた	4人 転入 17人
おくやみ	13人 転出 12人

人口・世帯

	令和4年7月1日現在
人口	8,265人 (-4)
男	4,093人 (-7)
女	4,172人 (+3)
世帯数	3,409世帯 (+9)



児童扶養手当

◆問合せ先◆
福祉課 社会福祉係
☎ 84-6982

児童扶養手当は、ひとり親家庭等に対して支給されるもので、お子さんが健やかに成長するために役立ててもらおうというものです。

◎手当を受ける資格

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、身体または精神に障害のある場合は20歳未満の児童）を監護している母親か父親、またはこれらの児童を養育している方です。※資格があっても請求しない限り支給されません。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

◎支給を受けるための手続き

手当を受けたいときは、福祉課窓口申請してください。
認定請求の申請により、県知事の認定を受けることで手当が支給されます。

◎児童扶養手当の額

令和4年度 児童扶養手当額（月額）	支給対象児童が1人	全部支給	43,070円
		一部支給	43,060円～10,160円
	第2子加算額	全部支給	10,170円
		一部支給	10,160円～5,090円
	第3子以降加算額	全部支給	6,100円
		一部支給	6,090円～3,050円

- 父または母と同居している方の所得により、手当の一部または全部の支給が停止されることがあります。
- 受給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。福祉課から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。

認定を受けている方へ提出を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は、現況届を8月26日までに福祉課へ提出してください。（支給停止の方も含まず）8月以降の手当を引き続き受給できるかどうかを確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、2年間現況届を出さないと受給資格を失います。

現況届用紙は7月下旬から8月初旬に送付されます。（令和4年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません）

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- 婚姻の届出をしたとき
- 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（生計を同じくする異性と同居または、同居がなくても頻繁な訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
- 受給者や児童が、年金（国民年金、厚生年金など）を受けることができるようになったとき（ただし、年金受給額が児童扶養手当額を下回るときは、児童扶養手当との差額が支給対象となります）
- 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、受給者が監護または養育しなくなったとき
- 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき

マイナンバーカードの申請は9月までに



マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進のほか、消費喚起や生活の質の向上につなげるためマイナンバーカードを活用する人に、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるポイント（1人あたり最大2万円相当）を付与するものです。マイナンバー

	もらえるポイント	付与方式
①カードの新規取得者等 （マイナポイント未申込者含む）	最大5,000円相当 のポイント	20,000円のチャージ又は決済に対し、付与率25%のポイント付与（最大5,000円相当）
②健康保険証利用申込み （すでに利用申込済の人を含む）	7,500円相当 のポイント	直接付与方式 ※チャージや決済に関係なく、各7,500円相当のポイント付与
③公金受取口座登録 （町税等の口座振替の登録とは異なります）	7,500円相当 のポイント	

マイナポイント対象者及び申込期限

- 令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象です。お急ぎください。
- マイナポイントの申込は令和5年2月末までです。



▲マイナポータル



▲マイナポイント事業

マイナンバーカードを申請するには

- 受付場所：河内町役場 町民課窓口 月～金（祝日は除く）8時30分～17時15分
- 申請の際に必要なもの
 - ・ 本人確認書類（身分証明書）
 - ・ 顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）正面、無帽、無背景 6か月以内に撮影したもの

※ パソコンやスマートフォンからでもオンライン申請ができます。

マイナンバーカードで出来ること

- 証明書コンビニ交付（住民票・印鑑証明書・所得証明書等）が利用できます。
- 健康保険証として右のステッカーやポスターがある医療機関等で利用できます。



○問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0718

マイナンバーカードの申請について
町民課 住民係 ☎ 84-6984

2022年、全人類に笑顔を捧ぐ

消防団に参加せよ。
明日の笑顔は
君たちに託された。



消防団員募集中

9月1日は『防災の日』

8月30日から9月5日は『防災週間』です

大正12年（1923年）のこの日、関東大震災が起こりました。その大惨事を忘れないため、また台風の被害の多い時期であることから、昭和35年（1960年）に9月1日を「防災の日」と決めました。昭和57年（1982年）からは、「防災の日」を含む1週間を「防災週間」と定めています。令和元年に発生した台風15号・19号は、甚大なる被害をもたらしました。昨今いつ起こってもおかしくない災害。地域で防災意識を高め、自分たちでできる対策を行うことが大切です。いざという時のために、正しい防災知識を身に付けておきましょう。

余裕を持って安全に避難するために
マイ・タイムラインをつかって、いざという時の自分の行動を考えておきましょう

マイ・タイムラインが あるとき

3日前

台風が発生したんだって！

マイ・タイムラインでは持ち物を確認することにしていたわね

薬がもうないから今のうちに病院に行かない！

雨が強くなってきた

川の水位をチェックしておくよ

マイ・タイムラインには情報を集めるってかいてるよ！

スマホで調べてみようか

川の水位が上がってきてるみたいだよ

避難指示だって！

避難開始ね！

準備はできてるね？今のうちに逃げよう！

避難指示が発令されました。

歩けるうちに避難できたね。

マイ・タイムラインが ないとき

へえ〜上陸するのかなあ？

台風が発生したんだって！

なんか雨も風も強くなってきたかな？

わあ。すごいねー！

避難指示!? どうしよう!?

どこに逃げればいいんだっけ？

スマホの充電が切れそう...

よかった!

助けが来た!

はんらんはっせい 氾濫発生

河内町防災ガイドブック5ページにマイタイムラインを記入してみましょう



ひきこもり相談



茨城県ひきこもり相談支援センターでは、ご家族のひきこもり問題で悩んでおられる方を対象に出張相談を行います。

「外出することに不安を感じている」「動き出したいけれど動けない」「何をどうすればいいのかわからない」等の困りごとなど、まずは相談から始めてみませんか？

相談は無料ですので、おひとりで悩まずお気軽にご連絡ください

- 日時** 令和4年10月4日(火) 午後1時～午後4時 ※相談1件50分
- 場所** 河内町福祉センター 集会室
- 費用** 無料
- 相談員** 茨城県ひきこもり相談支援センター
- 対象** 茨城県内在住のひきこもり問題でお困りのご本人やご家族
- 申込** 10月1日(土)までに電話またはメールで下記問合せへ
- 問合せ** 茨城県ひきこもり相談支援センター 筑西市西方1790-29
☎0296-48-6631 ✉info@ibahiki.org
火曜日～土曜日 午前9時～午後6時



龍ヶ崎地方家族会からのお知らせ

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母や兄弟などが集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加できる会で、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。

- 主催** 龍ヶ崎地方家族会 (ピア・かたつむり)
- 対象地区** 河内町・龍ヶ崎市・稲敷市・利根町・つくば市・その他
- 日時・場所**
 - 第205回 令和4年10月8日(土) 河内町中央公民館 午後1時30分～午後3時30分
 - 第206回 令和4年11月5日(土) 利根町布川地区コミュニティセンター 午後1時30分～午後3時30分
 - 第207回 令和4年12月3日(土) 龍ヶ崎市民活動センター 午後1時30分～午後3時30分
- 問合せ先** 長瀬 (家族会) ☎090-5425-0030



☆金婚式を迎えられるみなさまへ

河内町社会福祉協議会では、金婚式を迎えられるご夫婦をお祝いしております。令和4年度は、昭和48年1月1日～昭和48年12月31日までに結婚されたご夫婦(戸籍上に記載されている婚姻日)が該当されます。該当されるご夫婦は、8月31日(水)までに河内町社会福祉協議会へご連絡ください。

◆問合せ先

河内町社会福祉協議会 (福祉センター内) 事務局
大竹・久保木
☎84-2830

☆農地等に接している道路の路肩・のり面の保護のお願い

農地等に接している道路の路肩やのり面の除草については、耕作者が行っている状況ですが、近年、除草剤の散布が原因と思われる路肩部分の崩れやのり面が痩せてしまった箇所が見受けられます。そのような状態になると徐々に舗装面が崩れて狭くなったり、事故につながったりする可能性もあります。

また、農産物のより安全・安心な生産活動や環境保全の面からも、化学合成農薬(除草剤)の使用の低減に努めて、環境にやさしい農業に取り組みましょう。

◆問合せ先

都市整備課 ☎84-6957
農政課 ☎84-6975

龍ヶ崎地方衛生組合情報公開制度の運用状況をお知らせします。

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の運用状況は次のとおりです。

- ・公開請求の件数・・・7件
 - ・公開決定の件数
 - 公開・・・5件
 - 部分公開・・・2件
 - ・審査請求の件数・・・0件
- 本制度の積極的なご利用と組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

◆問合せ先
龍ヶ崎地方衛生組合 総務課
(龍ヶ崎市板橋町字安台542番地1)
☎64-1144

俳句

〜かわち俳句会〜

- 吹き抜ける風に寝付く子夏座敷 神崎かずお
- 夏帽に隠れし老の地獄耳 寺田 節子
- 五線符に踊る音符やさくらんぼ 大野志げ子
- 異母姉妹クワッサンとかたつむり 石毛 節子
- 自転車で遊ぶ幼児の夏帽子 野田美智子
- 去る友の紺のリボンや夏帽子 宮澤由紀江
- どくだみの増えて静もる里の家 篠原 富子
- 蝸牛水濡らす路光さす 高仲 和子
- 鍬下げて粹な花柄夏帽子 遠藤 正雄
- ふた心なしとは言えぬ七変化 田中 康夫

☆お店の看板や広告塔などの表示には許可が必要です！
 ～公衆に対する危害防止のため～

Information on a Kawachi Life

私たちの身の回りにはポスターや広告旗といった簡易なものから、立看板、広告塔などいろいろな種類の屋外広告物があります。屋外広告物は私たちにさまざまな情報を提供し、また町の活気やにぎわいを演出し人々に楽しみを与えてくれます。しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると「まちの美観」や「自然の風致」を損ねることになります。また、道路沿いに掲出された屋外広告物が道路交通の安全を妨げたり、落下や倒壊により思わぬ災害を招くなど、「公衆に危害」を加えることも想定されます。そこで、県では屋外広告物について必要なルールを定めています。屋外広告物を表示するときは、許可を受けましょう。

◆屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）
 次に掲げる地域には、原則として屋外広告物を表示することはできません。
 ・文化財とその周囲（半径100m以内）の地域
 ・高速道路から500m以内、国道から50m以内、県道、町道等の道路から5m以内・信

号機または道路標識から半径10m以内の区域
 ◆自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）
 次の場合は、禁止地域でも表示することができます。
 ・広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合（許可不要）
 ・広告物の合計面積が100㎡以下で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。
 許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

◆屋外広告物の表示・設置・点検の施行をする場合は、必ず茨城県で登録を受けた業者へ依頼してください。
 ◆届出・問合せ先
 都市整備課 ☎84-6957



豊かな農地を守るためにナガエツルノゲイトウ（特定外来生物※）の侵入・定着を防ぎましょう！

※外来生物法で指定された生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

- ・南米原産の多年草（国内の系統は種子をつけない）。
- ・水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- ・茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- ・水陸両生なので畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- ・関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。

ナガエツルノゲイトウ（ヒユ科）



～ナガエツルノゲイトウの防除とまん延の防ぎ方～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域では、農地に侵入・定着させないために水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

もし農地周辺でナガエツルノゲイトウを見つけたら（具体的な防除・対策例）

水田内



給水栓に収穫ネットの取り付け例



代かき時に流出した断片

- ・残された根茎等から再生しないよう丁寧に刈り取りや抜き取りを行い乾燥させて枯死させましょう。
- ・水稲用除草剤（初期剤や初中期剤）の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。
- ・まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤（グリホサートなど）の散布が効果的です。（降霜期までに）
- ・河川など取水源に定着している地区では、給水栓口にネット等を取りつけ、かんがい用水経路での侵入を防止します。

畦畔

- ・刈り払いによって断片が農地に侵入するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤中心の管理を行います。茎葉処理剤の効果的な散布時期は9月以降から降霜期までの期間です。
- ・農地も畦畔際の防除（茎葉処理剤の秋散布など）に努めます。

水路まわり

- ・除草剤が使用できないので遮光率100%の耐水シート（推奨規格：#7000）を敷設します。（遮光率99%以下だと完全に枯死させられません）
- ・シートで覆っても完全枯死には長い時間（1年半から数年程度）かかるので、耐久性のあるシートを選んでください。
- ・ナガエツルノゲイトウの侵入が確認された農地とトラクターなどの農機を共用する場合、未侵入農地の作業を先にしたり、侵入農地での作業後は泥落としなど農機具の洗浄を徹底してください。

（農研機構資料から引用） ◆問合せ先 農政課 ☎84-6975

家屋を新築・増築・取り壊しをした方はご連絡を!

《固定資産税について》

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産を所有している方に対して課税されるものです。

税務課では現地調査を随時実施し、新築・増築家屋や取り壊し家屋の把握に努めています。適切な課税を行うため、家屋の新築・増築・取り壊しをしたときはご連絡をお願いします。

～課税対象となる家屋とは～

【家屋とは】

固定資産の課税対象となる家屋とは「住家、店舗、工場、倉庫その他の建物であり、不動産登記法に登記されるべき建物」です。登記されるべき建物とは、一般的には「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して雨風をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有し、その目的とする居住、作業、貯蔵等の用に供し得る状態にあるもの」とされています。このような要件を満たすものが課税対象の家屋となります。

●課税対象となる例



(例1) 車の出入り口には壁がないが、コンクリートブロックで基礎が造られ、屋根および周壁(三方向)を有しているため課税対象となる。



(例2) コンクリートブロックで基礎が造られ、その上にプレハブの物置が設置されている。土地への定着性が認められ、屋根および周壁(全方向)を有しているため課税対象となる。

●課税対象とならない例



(例1) 支柱はコンクリートに埋込んで固着されていて屋根を有しているが、周壁がないため課税対象とならない。



(例2) 地面に置かれたコンクリートブロックの上に物置が設置されている。この状態では土地への定着性が認められないため課税対象とならない。

☆安心・簡単・便利 町税等の納付には便利な口座振替を!!

口座振替を申し込みいただくと、払い込みに出かける手間や納め忘れなどの心配がなく、申し込みいただいた預貯金口座から自動的に払い込みができます。ぜひご利用ください。

◆**口座振替のできるもの** : 町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料

◆**お取り扱いできる金融機関** : 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、稲敷農業協同組合、ゆうちょ銀行

◆**手続き方法** : 通帳および通帳届出印を持参し、取り扱い金融機関または、税務課窓口で申し込みをしてください。

※口座振替依頼書は、金融機関の窓口と税務課窓口にて備え付けてあります。

◆**連絡・問合せ先** : 税務課 固定資産税係 ☎84-6971

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します!

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。



実施期間

令和4年9月1日(木)～令和4年12月31日(土)

※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方。

①昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方

②昭和16年4月1日～昭和17年3月31日生まれの方

③昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生まれの方

※対象となる方には、8月下旬頃に健診の案内を送付。(施設等入所者除く)

健診内容

- ①問診、②歯の状態、③咬合状態、④口腔衛生の状態、⑤口腔乾燥の状態、⑥歯周組織・粘膜の状況、⑦口腔機能評価、⑧呼吸の異常、⑨指輪っかテスト、⑩反復唾液嚥下テスト、⑪事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)等

受診場所

茨城県歯科医師会に所属しており、案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関。

受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。

②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

問合せ先

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029-309-1212



税務署からのお知らせ

- ◇ 事業者の方向けに消費税のインボイス制度説明会を開催します。
- ◇ 個人事業者で消費税の免税事業者の方向けにインボイス制度に関する説明会を開催します。
令和4年7月から毎月2回程度、竜ヶ崎税務署において、令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度や消費税の基本的な仕組みについての説明会（事前登録制／先着順）を実施します。

詳しい開催情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により相談会の開催を延期又は中止する場合があります。

来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

(法人) 竜ヶ崎税務署 法人課税部門 60-2061 (ダイヤルイン)

(個人事業者) 竜ヶ崎税務署 個人課税部門 60-2029 (ダイヤルイン)



個人事業税は便利な口座振替で

口座振替をご利用になると、納期限を忘れたり、わざわざ金融機関に納付に行く必要がなくなりとても便利です。

お申し込みは、県税事務所または預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書（8月中旬ごろ発送）に同封のハガキをご利用ください。

◆問合せ先 茨城県土浦県税事務所 管理課

☎029-822-7203

事業主の皆様へ

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

◆問合せ先 茨城労働局雇用環境・均等室

☎029-277-8295



9月は「動物愛護月間」 10月は「飼い主マナー向上推進月間」です

犬や猫を飼う場合、守らなければならないことがあります。もう一度考えましょう！

犬や猫の世話は最後まで！（終生飼養）

飼っている犬や猫が寿命を迎えるその日まで大事に世話をしてください。これから飼おうと考えている方は、最後まで飼えるのか、もう一度考えてみましょう。



犬の放し飼い禁止



不幸な命を増やさないで！（繁殖制限）

多数の子犬や子猫が生まれてしまい、飼いきれなくなって県に引き取りを求められる例が見受けられます。生まれてから困らないように、飼っている犬や猫に不妊去勢手術をしましょう。



猫は室内で飼いましょう



マイクロチップ情報の登録が義務化！（所有者明示）

犬や猫を家族に迎えたらマイクロチップ情報の変更登録をしましょう。



迷子になった犬や猫は、一定の期間保護しています。お探しの方、見かけた方は、すぐに県動物指導センターまでご連絡ください。

県動物指導センター ☎0296-72-1200
都市整備課環境グループ ☎84-6956

いばらき出会いサポートセンター

「入会登録料無料キャンペーン」のご案内

いばらき出会いサポートセンターは、県が労働団体と共同で設立した団体で、結婚を希望する独身の方を対象に、会員登録制によるパートナー探しの支援を行っています。

新たに導入したAIマッチングシステムの更なる利用促進を図るため、女性を対象に、入会登録料（通常11,000円又は22,000円）の無料キャンペーンを実施します。詳しくは、センターホームページをご覧ください。

■対象期間：8月2日🔥～11月1日🔥

■対象者：上記期間中、センターに入会登録する女性

■問合せ・申込先

いばらき出会いサポートセンター

電話 029-224-8888

HP <https://www.ibccnet.com>



であいバ

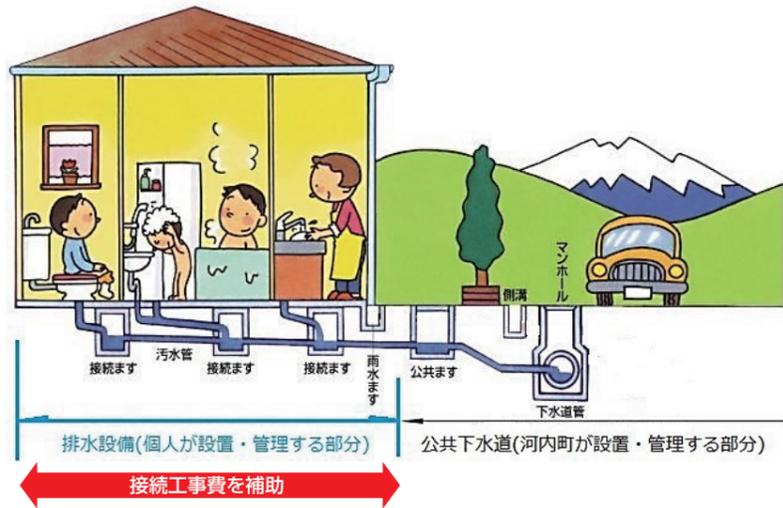


下水道への接続補助制度の拡充が「令和4年度」まで延長されました。

既設の浄化槽またはくみ取り便所を廃止して、下水道へ接続する方の接続補助が大幅に拡充され、新たな貸し付け制度（無利息にて補助金と併用可能）も始まっております。

対象

- ・下水道供用開始区域内の建物（新築や事務所及び法人等は除く）
- ・接続工事の実施にあたって土地や建物所有者の同意を得た方
- ・町税等（下水道受益者分担金・水道使用料を含む）を滞納していない方
- ※貸付には連帯保証人（町内在住の成年者で独立の生計を営む者）が必要です。



補助要件①	補助要件②	補助限度額	貸付限度額
今までは供用開始3年以内でしたが 供用開始4年目以降も特別な理由がある場合には対象になります （※1）	接続する世帯の方の中で、18歳未満の方または65歳以上の方がいる場合で、かつ接続する世帯の方全員の課税標準額の合計が334万円以下である場合	36万円 または実工事費のいずれか少ない額	50万円 実工事費から補助金交付額を差し引いた額内
	上記の内容に当てはまらない場合	5万円	50万円 実工事費から補助金交付額を差し引いた額内

※1 供用開始4年目以降も対象となる特別な理由とは
・費用の調達が困難だった・浄化槽を使用していた・土地や建築物等の状況で工事が困難だった等

補助を受けるには

河内町が指定する排水設備指定工事店へ工事に関する費用などを問い合わせして、見積をもらい契約して下さい。

※排水設備指定工事店は町への申請書類の提出などの手続きを申請者に代わって行ってくれます。

◆問合せ先 河内町上下水道課（河内町長竿 5294-3 水道事務所内） ☎ 84-2361

かわち夢楽へ出品いただける農産物生産者の募集

かわち夢楽の農産物等直売所では、新鮮で安全・安心な農産物（野菜・果物等）を出品していただける生産者を募集しています。

皆様が作られた自慢の農産物を直売所で販売してみませんか。出品できる農産物の多少にかかわらず、ご連絡ください。

※出品にあたり、出荷者協議会に入会する必要があります。（金額 町内の方 2,000円・町外の方 3,000円）その他詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

◎お申し込み・お問い合わせ

河内町産業観光交流拠点施設「かわち夢楽」 河内町長竿 4641

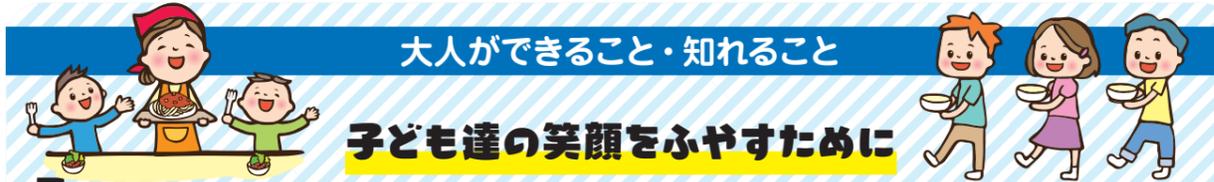
営業時間：午前9時～午後6時

定休日：月曜日 ※月曜日が祝日の場合は、その翌日

問合せ先：0297-60-5111



大人ができること・知れること



子ども達の笑顔をふやすために

『子どもの孤食(にしょく)や子ども食堂の今を知る』

現在ライフスタイル多様化や社会環境の変化等もあり、子どもの生活環境も様々です。そんな中、目に見えない複雑な問題も増えています。しかし子ども達には選択肢がありません。すぐに解決できるものではありませんが、まずは目に見える問題を共有し、子ども達の心や体が成長していく過程で私たち地域に携わる大人が「できること」があるのではないのか？それに向け、まずは「知れること」をしてみませんか。

日時：令和4年9月10日（土）
午前10時～午前11時45分（午前9時30分 受付開始）

場所：河内町農村環境改善センター

対象：県南地区在住の18歳以上（18歳未満の方はご遠慮ください）

講演者：特定非営利活動法人NGO未来の子どもネットワーク
代表理事 かさい ひろこ氏

問合せ先：河内町商工会青年部 杉山晃規 ☎ 090-5309-6342
※事前の申込は必要ありません



購入できるのは
宝くじ公式サイトだけ！
今すぐ会員登録

宝くじコールセンター
お問い合わせ先
TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)
TEL 011-330-0777 (有料)

河内町災害応急復旧建設業協会が 設立されました

6月30日(木)河内町災害応急復旧建設業協会の設立協議会が開催され、賛成多数により同協会が設立されました。この協会は、町と「災害時における応急復旧業務に関する協定書」を締結した町内の建設業等の事業者から構成されており、現在18事業者と協定を締結しています。

今後の災害時には、地域の特徴を熟知している地元業者のご協力を得て、迅速な復旧作業を行い、町内の被害拡大の防止を図っていきます。



地鎮祭が行われました

7月1日(金)新設認定こども園建設地(かわち学園東側)で神主を招いて建設工事に係る地鎮祭が行われました。

野澤町長をはじめ、鈴木教育長、牧山町議会議員、設計・施工業者等、関係者の出席により、鍬入れの儀や玉串拝礼等が行われ、工事の安全と無事を祈願しました。

令和5年秋に開園予定となっており、工事期間中には建設地周辺においてご不便ご迷惑をおかけしますが、皆様ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



花壇を作りました

6月23日(木)古河林用水路脇の側道に源清田地区農地と共に生きる会が主体となり古河林シニアクラブの協力を得て花壇を作りました。

この場所はこれまで荒地となっており生活ごみ等の不法投棄があり、美化活動と不法投棄の防止のため花を植えました。現在も維持管理を行っており、みなさんのご協力によりきれいにさせていただき、華やかな景観となりました。今後も町の美化活動にご協力をお願いいたします。



花壇に水をあげている様子

シニアクラブが手作り雑巾を寄贈

7月5日(火)河内町シニアクラブ連合会女性委員会から、各こども園、かわち学園および町内の福祉施設等へ手作りの雑巾(700枚)が寄贈されました。

この寄贈は、毎年行われているもので、園児や児童生徒などが清掃活動を通じて健やかに成長して欲しい、施設等の環境整備に役立てて欲しいという思いから行っているものです。

ご厚意に感謝いたします。



野澤町長に目録を渡しました。

自衛官等採用のお知らせ

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
航空学生 海上・航空 自衛隊	海：18歳以上23歳未満の方(高卒者(見込含)) 又は高等専門学校3年次修了者(見込含) 空：18歳以上21歳未満の方(高卒者(見込含)) 又は高等専門学校3年次修了者(見込含)	令和4年7月1日(金) ～ 令和4年9月8日(木) (締切日必着)	1次：9月19日(月) 2次：10月15(土)～20日(木) のうち指定する一日 3次：(海)11月18日(金)～ 12月14日(水) (空)11月12日(土)～ 12月15日(木)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)	令和4年7月1日(金) ～ 令和4年9月5日(月) (締切日必着)	1次：9月15日(木)～18日(日) 2次：10月8日(土)～23日(日) *いずれか1日を指定されます。
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない方)	年間を通じて 行っています。	受付時にお知らせします。

※ その他、7月1日から防衛大学校学生、防衛医科大学校学生も受け付けています。
応募資格年齢の起算日は、募集種目ごとに異なっていますので、それぞれの要項で確認して下さい。
詳しくは、お問い合わせ下さい。
茨城県龍ヶ崎市寺後 3629-5
自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所
TEL 0297(64)3351 URL <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>
E-mail hql-ibaraki@pco.mod.go.jp

第25回町民バレーボール大会 が行われました

6月26日(日)農業者トレーニングセンターで第25回町民バレーボール大会が開催され、4チームが参加しました。新型コロナウイルスの影響により3年ぶりの開催となりました。

日頃の練習の成果を発揮して、楽しみながら熱戦が繰り広げられました。優勝チームは「HINA」、準優勝チームは「スカイリバー」でした。



優勝したHINAのみなさん

議会報告会が開催されました

7月3日(日)農村環境改善センター多目的ホールで議会報告会が開催され、51名の方々にご参加いただきました。

河内町議会より議会のしくみ、議会活動に関する報告を行い、町民のみなさんとの意見交換をしました。意見交換では町民の方々からたくさんの貴重なご意見をいただきました。



議会報告会の様子

食育だより VOL.133

～こころとからだを育む食育～

「旬のなすをもっと美味しく食べよう」

◆ 問合せ先 保健センター ☎84-4486

7月19日(火) キッチン菜の花会で「なすを使った料理教室」を、中央公民館調理室で行いました。「畑でなすを作っているが、たくさん採れてもなかなか食べきれずに捨ててしまう」などの声があったので、今回はなすをテーマに【なすジャム】【なすのなめろう】【なすの葛餅】を作りました。



なすジャム (クラッカーにクリームチーズと一緒にのせて)

なすのなめろう (豆にぴったり)

なすの葛餅 (黒みつをかけても美味!)

なすには「食物繊維」「カリウム」が含まれ、腸内環境を整え、塩分を摂り過ぎた時のむくみ解消、高血圧の予防にもなります。たくさん採れる旬の野菜を無駄なく食べましょう。

なすを大量消費! なすのジャム

パンに塗ったり、ヨーグルトに入れても美味しいです! 冷蔵庫で1日～2日置くときれいな色になります。

なすは、いちごで作るジャムよりもカロリーが約36%減、ブルーベリーより約81%減になり、味はブルーベリージャムに似ているので、お試しに作ってみてはいかがでしょうか。

【材料】 なす 300g 砂糖 130g レモン汁 30cc

【作り方】

- 1 なすをよく洗い、ヘタと尻の部分を切り落とす。
- 2 縦に四等分に切り、薄めのいちょう切りにする。
- 3 2を鍋に入れ、分量の半分の砂糖を加えよく混ぜ、12分程度置く。
- 4 3を弱火にかけ、焦げないようにアクを取りながら15分程度混ぜながら煮詰める。
- 5 残りの砂糖を加え、さらに10分程度煮詰める。
- 6 レモン汁を加え、5分程度煮詰める。



保健センターだより

子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症集団検診のお知らせ

乳がんは、日本人女性が一番かかりやすいがんです。そして20代、30代の若い世代がかかるがんでも多いのが子宮頸がんです。どちらも初期にはほとんど自覚症状がありませんが、検診で早期発見、早期治療を行えば高い確率で治癒します。定期的に検診を受けましょう。

日時	受付時間	子宮頸がん	エコー(超音波)	マンモグラフィ	骨粗しょう症
10月3日(月)	12:30～12:40	90名	52名	65名	100名
10月18日(火)	12:50～13:00				
	13:10～13:20				

申込み開始日は
両日とも
9月2日(金)です!

● **申込方法**：保健センターまで電話または直接窓口へ。定員になりましたら締め切らせていただきます。

● **対象者・検診内容・負担金** ※ 令和5年3月31日時点での年齢です

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担金
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診・子宮頸部の細胞診	1,300円
	30歳～39歳の方	問診・超音波検査	1,000円
乳がん検診	40歳～48歳で偶数年齢の方	問診・超音波検査・マンモグラフィ検査2方向	2,500円
	41歳～57歳で奇数年齢の方	問診・超音波検査	1,000円
	50歳～56歳で偶数年齢の方	問診・超音波検査・マンモグラフィ検査1方向	2,000円
	58歳以上で偶数年齢の方	問診・マンモグラフィ検査1方向	1,000円
骨粗しょう症検診	18歳～70歳の方	問診・かかとの超音波検査	1,000円

※ 乳がん検診の内容はすべてセットです。各年齢の検査内容は単独では受けることはできません。
 ※ 医療機関で子宮頸がん・乳がん検診を受けた方は、町の集団検診を受けることはできません。
 ※ 小さいお子様をお連れの方は、検診時お子様をお預かりいたします。定員がありますので、託児を希望される方は、申込時にお伝えください。

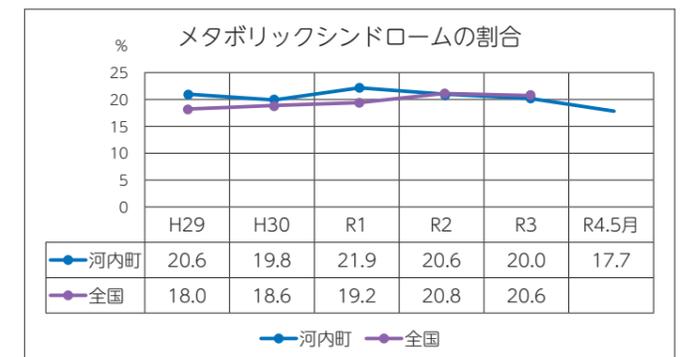
令和4年5月の特定健診の結果(メタボについて)をお知らせします

令和4年5月に集団健診が実施され、203名の方が特定健診を受診されました。メタボリックシンドロームとは、内臓肥満に高血圧、高血糖、脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態をいいます。

5月の健診で、メタボリックシンドロームに該当した方は36名(17.7%)でした。

メタボリックシンドロームの年次推移をみると、該当者は例年20%前後で、全国の割合を上回っていましたが、全国の該当者が増加しているため、全国と同レベルとなり、今年5月の健診だけをみると減少傾向にあります。

全国的にコロナ禍で食生活が不適切だったり、運動不足になっている人も多いと思われます。適切な食生活や運動により、適正体重を維持し、生活習慣病を予防しましょう。



資料：国保 KDB システム資料より→

◆ 問合せ先 保健センター ☎84-4486

消費生活相談員通信

VOL. 125

「お得に試しただけ」のつもりが「定期購入」に!?

—「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました!—

インターネットの販売サイト等には、「1回目90%オフ!」「初回は送料のみ!」など、通常より安く購入できるとの広告があふれています。ところが、実際は定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料などが多く、解約に関してのご相談が全国の消費生活センター等によせられています。

通信販売の消費者被害が多かったため令和4年6月1日には、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された「改正特定商取引法」が施行されました。

改正後

- ①販売業者等は、取引の基本事項を「最終確認画面」などで、きちんと表示することが義務づけられました。
- ②販売業者等の誤認させるような表示などにより、誤認して申込みをした消費者は、「申込みの意思表示を取り消す」ことができるようになりました。

事例1 「初回550円」という表示を見て、化粧品を注文したところ、2回目以降が高額な定期購入の契約になっていた。



事例2 「いつでも解約可能」という表示を見て、定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、初回のみで解約するには違約金を支払う条件がついていた。



消費者トラブル防止のポイント!

- **注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう**
 - ・定期購入が条件になっていませんか?
「〇か月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などと表示されている場合は、よく確認しましょう。
 - ・支払うことになる総額はいくらですか?
各回の分量、2回目以降の代金は、初回の分量、代金と異なるケースがあります。
 - ・解約の方法を確認しましたか?
解約の際の連絡手段や解約条件の詳細を確認しましょう。
 - ・利用規約の内容をよく確認しましたか?
- **「最終確認画面」を証拠としてスクリーンショットで保存しておきましょう**
 - ・契約を取り消す際の証拠になります。

困ったときにはお早めにご相談ください

参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ、くらしの豆知識

◆問合せ先 まちづくり推進課 消費生活相談係 ☎84-6976



河内町 子育て支援センター

おひさまからの おしらせ

問い合わせ
イベント予約先
福祉課
TEL 84-6982
担当 篠田・荒井

「お友達が近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、遊びに来てください!みんなで子育ての輪を広げましょう。
新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をお願いします。
お部屋に入る前に、マスクの着用(大人の方のみ)、検温、手・指の消毒等をお願いしています。



9月の予定

日	曜日	イベント・スケジュール
2	金	自由遊び
5	月	自由遊び
7	水	自由遊び
9	金	自由遊び
12	月	作って遊ぼう! じいじ・ばあばへのプレゼント作り
14	水	親子ではっぴ~ヨガ♥
16	金	作って遊ぼう! じいじ・ばあばへのプレゼント作り
21	水	おはなしなあ~に?
26	月	自由遊び
28	水	お楽しみ会
30	金	あかちゃんひろば



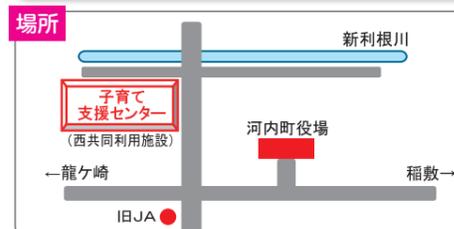
9/21(水)【おはなしなあ~に?】

絵本の読み聞かせやシアターをします。
今月はどんなおはなしかな?
わくわくするね!
時間：午前10時30分から午前11時



9/30(金)【あかちゃんひろば】

すくすく成長してるかな?身長、体重を計測してみましょう!
時間：午前10時30分から午前11時
対象：生後4か月~1歳くらいのお子さま
参加費：無料 予約不要



5月のヨガの様子です♥



河内町子育て支援センター「おひさま」
住所：河内町源清田5893(西共同利用施設内) 電話番号：080-7722-2670

利用時間・持ち物

- ・月、水、金曜日(予約不要)
(祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く)
- ・時間：午前10時から午後1時30分まで
- ・対象：0歳~就学前のお子様と保護者
- ・持ち物：着替え・水筒(飲み物)など
- ・ごみ・オムツは持ち帰りをお願いします。

祝

9/12(月)16(金)

作って遊ぼう!
じいじ・ばあばへの
プレゼント作り

フォトフレームの中に入れるお写真は、事前に撮影させて頂きます。周りを可愛く飾って持ち帰りましょう!
時間：午前10時30分くらいから(この日以外でも作れます!)

敬老の日のプレゼントだよ~!可愛いフォトフレームを作りましょう。

9/14(水)【親子ではっぴ~ヨガ♥】

親子で楽しく体を動かして心も体もリフレッシュ!ハッピーになりましょう!
時間：午前10時30分から午前11時まで
対象：1歳くらいのお子様とおうちの方
持ち物：汗ふきタオル、飲み物(親子分)
※動きやすい服装をお願いします。
定員：4組まで 事前に予約をお願いします。
(予約受付期限 9/12まで)



8月の納税等

町県民税	(2期)	納付期限は 8月31日です。
国民健康保険税	(2期)	
介護保険料	(3期)	
後期高齢者医療保険料	(2期)	

—お知らせ—

※納税等は、便利な口座振替をご利用ください

「行政書士無料相談会」開催

- ◆日時 8月20日(土) 午前10時から正午まで
- ◆会場 河内町農村環境改善センター 営農相談室
- ◆内容 相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについてアドバイスします。※予約は、前日の午後5時まで
- ◆予約・問合せ先 茨城県行政書士会県南支部 ☎090-8509-3622 (塚本)

障害者就職面接会の開催について

障害者就職面接会(県南会場)を開催します。
※面接会は完全予約制による開催のため、事前予約がないと、当日参加することはできません。

- ◆日時 9月29日(木) 午後1時から午後3時30分まで
- ◆会場 ホテルグランド東雲 つくば市小野崎 488-1
- ◆問合せ先 ハローワーク龍ヶ崎 ☎60-2727 (31#)

あなたの能力や経験を

シルバー人材センターで活かしてみませんか

河内町にお住いの概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方なら入会できます。センターの趣旨やしくみをご理解のうえ入会していただいておりますので、お気軽にお問い合わせください。

- ◆入会にあたって 会費を納入していただきます。(年額2,000円)
- ◆問合せ先 河内町シルバー人材センター ☎84-5455



河内町高齢者タクシー運行中!!



70歳以上で、自動車を運転できない方または、日中運転してくれる家族がいない方を対象に、1か月の利用6回を上限にタクシー運賃の一部(最大1,500円)を助成します。※要申請

- ◆問合せ先 福祉課 ☎84-6981

町長の動静

～7月の主な行事～

- 1日 新設認定こども園地鎮祭
庁議
行政改革推進本部会議
- 4日 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会臨時会
- 5日 シニアクラブ雑巾寄贈
- 6日 まち・ひと・しごと創生有識者会議
青年農業士任命表敬訪問
- 7～9日 市町村職員共済組合保養所運営委員研修視察
- 12日 原水爆禁止国民平和大行進
ミネルバ21定例会
- 13日 成田国際空港の更なる機能強化に係る意見交換会
- 15日 河内町役場避難訓練
- 20日 総合教育会議
- 22日 夏の交通事故防止県民運動街頭キャンペーン
茨城県稲敷地方航空騒音公害対策協議会定期総会
県南町村会総会
- 24日 清掃大作戦
青少年育成河内町民会議総会
- 26日 かわちドリームフェスティバル実行委員会
- 27日 茨城県国民健康保険団体連合会通常総会
- 28日 農業再生協議会通常総会
新庁舎検討委員会
- 29日 霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟総会

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待など子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、悩みを持ったお子様や保護者の方からの相談に応じます。

- ◆期間 8月26日(金)から9月1日(木)まで
- ◆時間 午前8時30分から午後7時まで
※土・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 電話番号 0120-007-110
- ※上記の期間以外でも、平日の午前8時30分から午後5時15分まで相談することができます。

地域包括支援センター だより

「認知症サポーター・ステップアップ講座」を開催しました。

6月27日、28日の2日間に渡り、以前認知症サポーター養成講座を受講された方を対象とした、認知症サポーター・ステップアップ講座が開催されました。2日間とも雰囲気良く和気あいあいとした講座となりました。

1日目 「町の認知症施策について」では、現場のプロから介護で困った場面の対応方法について教わりました。グループワークを行い、参加者同士で積極的な意見が交わされました。



2日目 「認知症予防カフェの体験」では、専門職から認知症に関する講話をいただき、認知症という病気について改めて理解が深まりました。カフェの体験でしたがコロナ感染防止のため飲食は行わず、フェルトでのあじさい作りや参加者全員で童謡を歌うなど、地域で認知症の方を支える側として認知症予防カフェの一連の流れを学びました。



講座終了後のアンケートで、①今回の講座を受講された理由は?では「自身の認知症予防のため」が一番多く、続いて「認知症に興味があったから」、「認知症について学び、地域で役立てたいと思ったから」でした。②今回学んだことをどのように生かしたいですか?では「自分の認知症対策のひとつとして生かしたい」が一番多く、続いて「学んだ知識を家族、友人で共有したい」、「地域にいる認知症の方への対応で実践したい」でした。③町の認知症事業にご協力いただけますか?では多くの方が「協力できる」と回答くださいました。このほか受講者からは「講師の方々の説明が頭に入りやすく、とてもためになった。興味深く楽しい内容だった。これから色々な事にチャレンジしたいと思う」などの感想が寄せられました。

包括支援センターでは、これからも認知症サポーターの方を大切に養成していきます。そしてサポーターの協力を得ながら、認知症の方を支える地域づくりをめざします。

- ◆問合せ・申込先◆ 地域包括支援センター ☎60-4071